

令和元年10月10日
世田谷区保育担当部保育課

各保育施設長 様

令和元年台風19号への対応について

大型で猛烈な勢力の台風19号が、12日(土)から13日(日)にかけて関東に近づき上陸するおそれがあるとの気象情報が出ております。

区では今回の台風接近を受け、来庁者等の安全確保を第一に考えたうえで、12日(土)につきましては、各窓口等すべての業務を休止する予定としております。

つきましては、日頃より、台風や地震等災害発生時においても基本的には開園できるよう事前準備も含めて各園に対応をお願いしておりますが、台風19号への対応につきましては以下のとおりといたしますので、ご理解ご協力の程よろしくをお願いいたします。

各園におかれましては、園児・保護者、園職員の安全等に十分配慮した園運営を心がけてくださいますようお願いいたします。

1. 保育の実施について

- ①園児・保護者、園職員の安全確保を優先するため、12日(土)は基本的に自宅での身の安全の確保をお願いします。
- ②保護者が医療関係、警察・消防、ライフライン関連等の業務に従事しており、かつ保育園以外に預け先を確保できない場合に限り保育を行う。

[参考] 連絡メール案

こちらは〇〇保育園です。

台風19号は大型で猛烈な勢力を保ち、12日(土)から13日(日)にかけて関東を直撃する恐れがあります。気象庁は各自が命を守ることを第一に不要不急の外出を避けるよう呼びかけています。

世田谷区からは、12日(土)は安全確保のため各窓口等全ての業務を休止する予定との連絡がありました。保育園につきましても、お子さま、保護者様、保育園勤務者の命の安全を第一に、基本的に休園させていただきます。保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力のほどよろしく申し上げます。

なお、やむをえない場合には、職員を確保し、保育園にてお預かりします。

やむをえない場合とは、医療関係、警察・消防関係、ライフライン関係等に従事され、かつ保育園以外に預け先を確保できない場合を想定しています。該当される方は、事前に保育園に相談をお願いします。

2. 開園について

(1) 利用する子どもがいない場合

保護者への確認の結果、保育を必要とする子どもがいない場合には、12日(土)については休園とする。

(2) 利用する子どもがいる場合

- ① 11日（金）のお迎えの際、12日（土）の予定について確認し、公共交通機関の運休等に留意した早めのお迎えを依頼する。
- ② 公共交通機関の運休等に備えて、徒歩圏内の職員を優先的に配置する。
- ③ 保護者のお迎えが遅くなる場合等に備えた準備をする。
- ④ 必要な場合には、職員の宿泊等を検討する。

3. 施設の事前点検・対策

- ① 暴風雨による倒木や危険物の落下等防止のため危険箇所について、事前点検を行う。
- ② 排水設備等の確認を行う。
- ③ 台風通過後、安全が確保されたところで施設を点検し、障害物の撤去等、通常の開園に向けた体制を整える。

4. その他

自園に休日保育を利用している園児がいる場合には、可能な範囲で「台風により休日保育実施園の施設等に損害が生じた場合には、被災状況により13日（土）、14日（日）の休日保育をお断りすることがありうる」旨をお伝えくださいますようお願いいたします。

【担当】 保育担当部保育課 私立保育園班
電話：03-5432-2320